

松江城からの眺望基準の見直し案（松江市景観計画の一部改正案）の概要

(1)名称の変更

眺望基準の名称を「松江城景観形成基準」から「松江城からの眺望基準」に改めます。
加えて、「田和山史跡公園景観形成基準」および「大塚山公園景観形成基準」をそれぞれ「田和山史跡公園からの眺望基準」、「大塚山公園からの眺望基準」に変更します。

(2)基本方針の追加

松江城からの眺望基準の基本方針を追記します。

基本方針は次の2点です。

- ・高さ規制を行うことにより、松江市を取り囲む山々の稜線景観を保全すること
- ・宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島の眺望を確保すること

(3)基準内容の変更

基準の内容を下記のとおり変更します。

変更前

- ・天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げない
- ・天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さない

変更後

- ・天守から見える東西南北の基準線（山の標高）に接しない高さとする。ただし、松江市景観審議会の審議により、次のいずれかに該当する施設においては、規制の緩和を認めることができる。
 - ①公益性が高いと認められる施設※1
 - ②松江駅周辺地域※2 の施設
- ・天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線に接しない高さとする。

※1 公益性が高いと認められる施設とは、学校、病院等とする。

※2 松江駅周辺地域は、中心市街地エリアビジョン松江駅周辺ゾーンとする。

(4)写真・図の追加

次の3点を追加します。

- ①「天守から見える東西南北の基準線」および「嫁ヶ島の水際線を延長した線」を示したパノラマ写真
- ②「松江駅周辺地域」を示した図
- ③松江城天守の視点高についての図

(5)施行日

施行日：令和7年4月1日（予定）